

○財務省告示第百三十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成二十八年（二千十六年）熊本地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成二十八年四月二十二日

指 定 地 域	熊本県